

P F O S 又はその塩の製造設備に関する技術基準を定める省令を廃止する省令 (案) について (概要)

平成 30 年 8 月 29 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 廃止省令の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）において、経済産業大臣は、第一種特定化学物質（※）製造事業を営もうとする者の申請については、その製造設備が厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ許可をしてはならないと規定されている。

第一種特定化学物質のうち、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）又はその塩（以下「P F O S 等」という。）については、「P F O S 又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令」（平成 24 年厚生労働省・経済産業省・環境省令第 2 号。以下「製造設備省令」という。）において基準を定めており、これに基づき、製造設備が技術上の基準に適合するかを経済産業大臣が判断しているところである。

平成 29 年度第 5 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会平成 29 年度第 2 回安全対策部会、第 177 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の議決結果を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「政令」という。）の改正において、法第 25 条の規定に基づき、代替が困難であるとして P F O S 等の使用が認められていた特定の用途（半導体用のエッチング剤・レジスト、業務用写真フィルム）が廃止され、その使用が禁止されたことから、製造設備省令を廃止する。

（※）法第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する政令第 1 条で規定する化学物質

2. 廃止省令の内容

（1）製造設備省令について

平成 22 年の政令改正により、P F O S 等について第一種特定化学物質に指定し、例外的に半導体用のエッチング剤・レジスト、業務用写真フィルムの製造については P F O S 等の使用を認めることとした。

その際、需要に照らしPFOS等の製造を許可することが考えられたため、第一種特定化学物質の製造許可の基準の一つである製造設備の技術上の基準（法第20条第2号）について本省令で定めたところ。

（2）廃止省令について

平成29年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会平成29年度第2回安全対策部会、第177回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の議決結果を踏まえた政令改正により、PFOS等について例外的に設けていた使用用途を廃止したことから、製造についても事実上許可することがなくなると考えられるため、本省令を廃止する。

3. 根拠法令

法第20条第2号

4. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成30年10月頃

施行期日：公布日と同日

以上